

(仮和訳)

ハノイ市人民委員会指示第5号概要

(2020年3月31日付)

COVID-19 感染症防止緊急措置の実施に関する指示

ハノイ市人民委員長は、関係各局、部署、部門、各区、郡、市人民委員会に対し、これまでの指導（中略）、特に2020年3月27日付け首相指示第15/CT-TTg号を引き続き高度に実施するとともに、特別に以下の緊急措置の効果的な実施に集中するよう要請する。

1. 2020年4月1日0時から15日間、ハノイ市全域の社会隔離を実施する。原則として世帯と世帯、集落と集落、村と村、郡と郡、市と省の間の隔離を実施し、工場や生産企業では規定に沿って安全な間隔の確保、マスクの着用、消毒除菌を徹底すること。市民は在宅し、食料、食品、薬品、必需品の買出しや救急、業務休止・閉店の対象外の必需品、必需サービスを生産・提供する企業・工場での勤務など真に必要な場合と他の緊急場合に限り外出するよう要請する。接触する際2メートル以上の間隔を保ち、事務所ビル、学校、病院、公共場所の周辺（外部）で3人以上集わない規定を厳守する。

ハノイ市人民委員会は、市民全員に対し、政府首相の各種指導内容を自主的に実施するよう要請する。現時点の「隔離」措置は、コミュニティや他の地域への感染拡大を防ぐために、非常に大きく決定的な効果をもたらす。特に、各世帯、各個人が自身、家族、近隣、友人の行動を自ら確認し、バックマイ病院「集団感染」と関連を持ついかなる人物や海外の感染地域からの帰国者がいれば、直ちに自宅隔離をし、自主的医療申告を急ぎ、検査を受けるためにすぐに通報するよう要請する。その理由は、現在ハノイ市内において、2020年3月10日～28日の間、バックマイ病院にいた、アクセスした人又は同期間にバックマイ病院に行った人と接触した人の感染リスクが最も高いためである。市民が当局及びコミュニティ（生活地域）の防止対策に責任のある形で参加し、企業、生産事業所、商品・サービス提供事業所のトップが現場での感染防止策の適用、従業員の健康・安全の確保について責任を持って実施すること。

2. ハノイ市民一人ひとりに対し、落ち着いて、安心して、引き続き感染症対策を信じ、支持するよう推奨する。すべての対策が厳密に管理されており、現時点のCOVID-19対策の「成否」は、市民全員が責任のある形で一丸となって協力するかどうかにかかっている。市は、食料、食品、必需品の十分な準備を指示しており、買物への密集、買溜めをしないこと。現時点で多くの人が密集することは、地域における感染を拡大する可能

性を高める。感電・火災事故が発生しないようマンションの各世帯、管理班が電気・消防設備への点検を強化すること。

3. 国家機関・組織は、幹部、公務員、準公務員に対し、ITを活用して在宅勤務させるよう調整する。戦闘即応任務に当たる部隊、職場での当直当番、必需品・必需サービス提供、機密資料の取扱、感染症対策の指導・実施に当たる者のみ出勤を認める。他の場合は中央指導委員会及びハノイ市指導委員会の許可を必要とする。機関、組織の長が出勤者のリストを作成し、現場で感染症対策を厳守しなかったことにより、職員による感染が発生した場合、その責任を負う。

サービス提供施設について、スーパー（娯楽サービス、施設内での飲食サービスを除く）、商業施設（スーパー、病院のみ）、市場（食料、食品、野菜、果物、乾燥食品の売り場のみ）、コンビニ（施設内での飲食サービスを除く）、雑貨や八百屋、宿泊施設、農産物・薬品の販売チェーン店、診察治療、郵便、金融・オンライン決済、通信・テレビ放送、警備サービス、ガス・ガソリン販売店、葬儀、墓地、火葬、更生施設、社会保護施設を除き、閉店の上、すべてのサービスを休業するよう要請する。上記のサービスを提供する際、医療部門のガイドラインに沿って、マスクの着用、2メートル以上の間隔確保、消毒を実施すること。

工場、企業、生産施設、建設工事現場の責任者に対して、従業員を自宅、居住地、工場、工事現場（あれば）に休ませるよう要請する。ただし、次の必需品の生産を除く

食料、食品、果物の加工、感染症防止・国防安全保障に供する薬品、治療薬、医療物資の生産、電気・水道・ゴミ回収、畜産農場、水産養殖場、水道提供、医療マスク製造、ペットボトル入りの水、果物ジュース製造。

また、2020年4月15日以前に締結した契約書による発注を生産している工場、企業も除く。

上記の工場、建設現場において、労働保護、マスクの着用、安全な間隔の確保、感染症対策の適用、従業員の健康保護に関する規定を厳守すること。特に、該当事業所は、2020年3月10日～28日の間に診察やお見舞いの目的でバックマイ病院に行った従業員、またバックマイ病院に行った、又は勤務した親戚、友人がいて、その人と接触した従業員がいる場合、隔離、検体採取をさせる。

4. 1つの部屋に20人以上集まる会議やイベントを中止する。他の人と接触する際、2メートル以上の間隔をあげ、マスクを着用し、事務所ビル、学校、病院、公共場所の周辺で2人以上集わないことを厳格に実施する。宗教・信仰・礼拝施設での20人以上の各種宗教儀式や活動を厳しく禁止する。公共場所での文化・スポーツ・娯楽イベントをす

べて中止する。20人以下の集まりでは医療消毒，検温，マスクの着用，2メートル以上の間隔保持を徹底する。

5. 各局，部署，部門の長が市の指導内容を一貫性のある形で厳格に実施し，個別措置を勝手に実施せずに，以下の業務の実施を急ぐよう要請する。

5.1. 保健局

- 公安局，各区，郡，市人民委員長と連携し，速やかかつ毅然とした姿勢であらゆる措置ですべてのリソースを集中させてバックマイ病院における「集団感染」を徹底的に処理すること。バックマイ病院の患者，研修に来た学生，入院患者のお見舞いに来た人，入院患者を世話した人と接触した人，いわゆるリスクのある人全員を一刻も争う形で直ちに在宅隔離させる。在宅隔離中，家族と接触せず，マスクを着用し，部屋の換気をするとともに，迅速に医療申告を行い，検査を採取されるため居住区・坊医療機関に連絡する。公安局と連携し，Truong Sinh 社及びバックマイ病院に他のすべてのサービスを提供する会社に関連する者をリストアップする。感染リスクのある 2020 年 3 月 10 日～28 日の間にバックマイ病院に勤務や取引の目的で行った人に留意し，健康観察，監視，隔離を行い，感染源を徹底的かつ迅速に処理する。
- 移動型迅速検査所を設置し，2020 年 3 月 10 日～28 日の間に，お見舞いや治療のためにバックマイ病院に来た人，特に感染が確認された人と接触歴のある人又は海外の感染域から帰国した人に対する検査を実施する。該当する人に対し，自ら自宅隔離の上，検査を受けるため連絡することよう要請する。
- ハノイ市のいくつかの主要な入口に迅速検査所を設置する。
- 各病院に，院内交差感染を防ぐため各種手順及び管理を徹底し，患者，患者の家族，患者の介護者の医療申告を義務付け，緊密にコントロールし，1 患者に介護者を 1 名までと限定し，医療施設での見舞いを中止する。患者の受け入れについて，感染を拡大し病院の業務に影響を及ぼすような人を見逃さないように緊密な規定を設定する。各病院のすべての科／栄養チームを見直し，保健省の食品衛生，看護師に対する栄養制度，健康保護，水準に係る規定に沿って人事，食品・商品の産地に関する要件を確保する。

5.2. 公安局

- 交通運輸局と連携し，通行者の首相指示の遵守状況を監視するためチェックポイントの設置を主管し，保健局と連携し，ハノイ市のいくつかの主要入り口に迅速検査所を設置する。
- 各区，郡，市，村，坊，町に対し，首相指示に従い，社会隔離を実施する。
- 医療部門と連携し，徹底的な措置を講じ市内感染クラスターを処理し，規定に従い市民の隔離状況を監視する。

- 市内の安全秩序確保，犯罪防止に向けて指導を強化し，公安局管轄拘置所の感染症策を実施する。
- マンションの消防業務への監査を強化し，消防当直人数を 100%確保し，緊急事態に備える。

5.3. 首都司令部

- 医療部隊と連携し，市内集中隔離施設の管理を継続し，隔離施設内の交差感染を防ぐために，新規隔離者とその前の隔離者を明確に分け，隔離密度を適切に減らす。
- 必要に応じて国防省に化学軍種を消毒に動員させるよう提案することをハノイ市に参謀する。

5.4. 商工局

- 市民向けの食料，食品，必需品の供給を確保し，隔離期間が延長する場合に備えて貯蔵の計画を用意する。感染症対策及び安全保障の目的で食料，食品，必需品，薬品，医療設備，医療物資の調達に参加する交通機関をリストアップする。

5.5. 交通運輸局

- バス，タクシー，配車アプリ加入交通機関，バイクタクシー，省間連絡バスの運行停止を指示する。
- 公安局と連携し，通行者の首相指示の遵守状況を監視するためチェックポイントを設置する。外交機関の公用車，国の公用車，食料，食品，薬品の輸送車，消防車，電気・水道修理車，ゴミ回収車，交通事故や倒れた樹木などの対応車両，感染症対策及び安全保障に向けての医療物資，医療設備の調達車両，上記の影響継続を許可される生産施設の従業員，専門家の送迎車両の活動の円滑化に努める。
- 交通運輸省の指示に従い，品物輸送業務を実施する。
- ハノイ市環状 3 号線の破損箇所の修理を継続させる。現場に 10 人以上配置せず，労働保護服，マスクの着用，安全間隔の確保を徹底する。

5.6 建設局

- すべての建設工事の停止を指示する。
- すべての水道提供会社，環境衛生・下水関会社が，市内の人民の需要に応えられるよう指導する。

5.7 農業農村発展局

- 農業生産，農業生産のための灌漑サービス，家畜畜産・水産養殖のための活動を維持し，感染症防止業務を確保し，生産活動に従事する者がマスクを着用し，最低2メートルの距離を取るよう指導する。

5.8 労働傷病兵社会局

- 政策対象，貧困者，失業保険に入っていない失業者に対する社会保障を確保する。ハノイ市社会保険団体と協力し，労働者への失業保険制度を確保する。更生施設，社会保護施設，介護施設における，COVID-19 感染症予防対策を厳格に指導する。

5.9 財務局

- 要求に応じて，COVID-19 感染症予防対策業務のための費用を確保するための提案を行う。

5.10 情報通信局

- ハノイ市党宣教委員会と協力し，各報道機関に対し，COVID-19 感染予防対策に関する情報発信，宣伝を強化するよう指導・ガイダンスする。人民の健康を確保する方針の支持に関する宣伝を行う。ハノイ市における感染症予防対策において，混乱，誤解，悪影響を与える情報，見出しを掲載するケースを厳格に処分する。

5.11 ハノイの各工業団地・輸出向け生産団地管理委員会

- 工業団地，輸出向け生産団地内の企業に対し，首相の指導（当館注：当該文書上、指導の意味・範囲は明確でない。）に沿って，COVID-19 感染症予防策を実施するよう指導する。

6. 各家庭に電力，水，通信を供給する各機関に対し，カードやオンライン上での支払いを促進し，このような支払い形式は2020年4月15日以降も維持する必要がある。

7. 各区，郡，市社の人民委員長

- 首相とハノイ市人民委員長の指導に沿って，市内における社会隔離を実施するよう全面的に指導する責任を有する。各村，坊，市鎮等に対して，地元の実際の状況に基づき，週7日24時間体制で，病気が疑われる兆候に関するすべての人民の意見を受理し，即座に回答し，サンプル検査を実施し，隔離が遵守されているか細かく検査するための職員を動員するよう指導する。地元の安全秩序を確保する（調査，監察する際にはマスクを着用し，安全距離を維持する）。
- 必要時に，商工局と協力し，食糧，食料，必需品の供給を確保する。

- 感染地域から入る者，感染者と濃厚接触した者（F1，F2，F3），その他のケースについて，徹底かつ早急に調査・確認し，規定に沿って，医療隔離を実施し，サンプル検査を行う（特に，バックマイ病院の「集団感染」に関連する人々に注意する）。
 - 政策対象，貧困者，弱者に対する，社会保障，社会支援を確保し，誰一人として食料・食糧不足に直面させてはならず，ATM カードや自宅での年金支給を確保する。
8. ハノイ市祖国戦線及び各政治社会組織に対して，感染症予防のため，隔離を厳格に実施し，政府，ハノイ市による感染予防活動について安心，信頼するよう，宣伝，動員の強化を要請する。

ハノイ市人民委員会は，市内のすべての者，各局，委員会，各区，郡，市社の人民委員会に対して，上記内容を厳格に実施するよう要求する。

ハノイ市人民委員長

グエン・ドウック・チュン

原文（人民委員会ポータルサイト掲載）

<https://vanban.hanoi.gov.vn/documents/10182/2518750/CT-05-2020.pdf>